

平成19年8月15日発行

177号



市議会だより

発行／土浦市議会 編集／議会報編集委員会 土浦市下高津一丁目20番35号

残暑お見舞い
申し上げます

土浦市議会議員一同



穴塚大池にて撮影

平成19年 第2回定例会

市町村合併調査特別委員会設置

平成19年第2回定例会は、6月5日から19日までの15日間の会期で開かれました。

今定例会では、平成19年度土浦市一般会計補正予算をはじめ、条例の改正など市長から提出された議案10件と、議員から提出された議案2件について審議し、いずれも原案どおり議決しました。

このほか、市民の皆さんから提出された陳情の採否を議決しました。

また、11日、12日、13日の3日間、14人の議員から一般質問(5頁～10頁掲載)が行われ、最終日には、市町村合併調査特別委員会(委員名2頁に掲載)が設置されました。



全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、その改正に準拠し、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をはじめ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行され、その改正に準拠し、土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が可決されました。

平成十九年度土浦市一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ五千九百六十七万五千円を追加し、総額を四百二十六億六千九百六十七万五千円とするものです。

歳入の主なものは、霞ヶ浦沿岸十二市町村・地域活性化シンポジウム開催の委託料をはじめ、社会福祉法人土浦愛隣会が計画している保育所施設整備事業について国庫補助事業としての採択が得られたことから、国の補助金額の二分の一の補助。新治支団第二分団第六部の廃部

等による退職団員の増加に伴う退職報償金の増額。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金引き上げによる増額。新治支団第二分団第六部の廃部に伴う車庫等の解体費。県教育委員会から委託を受け、神立小学校において指導方法等の確立を図ることを目的とした英語活動等の国際理解活動、新治中学校においては、環境保全に関する体験学習プログラムの研究。上高津貝塚ふるさと歴史の広場におけるスポットライトレール設置工事費及び展示ケース購入費、以上の増額計上であります。

歳入は、国・県の支出金や繰越金などの計上です。

その他、土浦消防署に配備されている三十五メートル級はしご車の更新による購入契約の締結、今泉霊園用地の土浦市と土地開発公社からの買戻しに関する契約の締結、市道の路線認定、市道の路線廃止などの議案を可決しました。

市町村合併調査特別委員会設置について

(提案説明)

平成十八年二月二十日に旧新治村と合併し、新土浦市がスタートいたしました。

合併後、一年四ヶ月が経過し、旧新治村の豊かな自然環境や、これまでの土浦市にはなかった産業資産を有効に活かした諸施策が展開され、我が土浦市は更なる飛躍と発展が望まれているところであります。

しかしながら、国が推し進めている地方分権により、これまで以上に地方自治体の自立が求められており、加えて少子高齢化の進展、国際化、環境問題など、地方に対するニーズは多様化・高度化・複雑化する一方であります。また、住民の生活様式や価値観の変化などにより、その生活圏や活動範囲は一行政体の枠を超え拡大しており、生活実態を反映したまちづくりを行うためには、さらに広域的な視野に立った社会基盤の整備や、施策・事業の展開が必要

不可欠と考えられます。

このような状況の中、本市議会といたしましても、将来的には近隣自治体との広域的な連携や中核都市を目指すまちづくりを推し進める観点から、今後の市町村合併について市議会独自の立場から調査研究の必要があるとの認識に立ち、八名の委員による「市町村合併調査特別委員会」を設置し、閉会中も調査を行います。

◎市町村合併調査特別委員会

- 委員長 本橋 道明
- 副委員長 内田 卓男
- 委員 吉田 千鶴子
- 矢口 千鶴子
- 中田 正広
- 竹内 裕
- 川口 玉留
- 松本 茂男



寄附の禁止について

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。

贈らない



求めない



受け取らない





請願・陳情議決結果

受理番号	件名	結果
受理番号9	補助金制度の抜本的見直しと公募制導入を求める陳情	不採択
受理番号10	公益通報窓口を外部に設け談合裏金等監視の強化を求める陳情	継続審査
受理番号11	霞ヶ浦水辺空間の景観保護等に関する陳情	継続審査
受理番号12	県企業局との契約水量の変更を求める意見書提出の陳情書	採択
受理番号13	水道料金の引き下げを求める陳情書	継続審査



更新が決まった35メートル級はしご車(同型イメージ)

● お知らせ ●

請願・陳情の受付

市議会では、市の行政について、市民の皆さまの要望や意見を「請願」「陳情」として常時受け付けていますが、定例会で取り扱うものは、定例会招集日の4日前までに提出されたものに限ります。

ただし、招集日の4日前が休日の場合には、その前日となります。

それ以後に提出されたものについては、次回の定例会で取り扱うこととなります。

くわしくは、議会事務局へ

議案等議決結果

議案番号等	件名	上程年月日	議決年月日	結果
	会期の件	19. 6. 5	19. 6. 5	原案可決
	議席の指定について	19. 6. 5	19. 6. 5	指 定
	議席の一部変更について	19. 6. 5	19. 6. 5	変 更
報告第6号	専決処分の報告について(和解について)	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
報告第7号	予算の繰越について(平成18年度土浦市繰越明許費繰越計算書)	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
報告第8号	土浦市土地開発公社の事業計画について	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
報告第9号	財団法人土浦市住宅公社の事業計画について	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
報告第10号	財団法人土浦市産業文化事業団の事業計画について	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
報告第11号	財団法人土浦市農業公社の事業計画について	19. 6. 5	19. 6. 5	報 告
議案第44号	土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第45号	土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第46号	平成19年度土浦市一般会計補正予算	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第47号	財産の取得について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第48号	財産の取得について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第49号	市道の路線の認定について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
議案第50号	市道の路線の廃止について	19. 6. 5	19. 6. 19	原案可決
	議会が監査を求める動議	19. 6. 11	19. 6. 11	否 決
議案第51号	土浦市監査委員の選任の同意について	19. 6. 19	19. 6. 19	原案同意
議案第52号	土浦市教育委員会委員の任命の同意について	19. 6. 19	19. 6. 19	原案同意
議案第53号	土浦市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	19. 6. 19	19. 6. 19	原案同意
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	19. 6. 19	19. 6. 19	推薦同意
議員提出議案第3号	市町村合併調査特別委員会の設置について	19. 6. 19	19. 6. 19	原案可決
	市町村合併調査特別委員会委員の選任について	19. 6. 19	19. 6. 19	選 任
議員提出議案第4号	水道用水契約水量(一日最大給水量)の変更を求める意見書の提出について	19. 6. 19	19. 6. 19	原案可決
	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙	19. 6. 19	19. 6. 19	選 挙
	閉会中の事務調査	19. 6. 19	19. 6. 19	原案可決

市議会の権限

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。

◎ 議 決

条例の制定・改正・廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。

◎ 選挙と同意

議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、教育委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。

◎ 調 査

市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

◎ 請願・陳情の審査

請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。

◎ 意見書

公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。

◎ 決 議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。



意見書(要旨)

市民生活にかかわりのある問題でも、それが国の仕事であったり、県の仕事であったりする場合、市の行政だけでは決できないこともあります。

そのような時、本市議会の意志として、国や県などの関係行政機関や政府などに「意見書」を提出して、問題の積極的な解決を求めています。

◆水道用水契約水量(一日最大給水量)の変更を求める意見書

茨城県は昭和五十一年三月、昭和六十年度の県南の人口について、昭和五十年対比で百五十五パーセントと推定した「茨城県総合基本計画資料」を各自自治体に配布した。

これによると、「この総合計画は県政の目標と施策を総合的に明示するもので、県政運営の基本とするものであるが、同時に市町村政の指針及び民間諸活動の誘導指針として活用されることを期待するものである。」としている。

土浦市は、同年六月、総合企画審議会において十三万七千人(百三十二パーセント増)の

案で審議し、その後十五万人、十六万人の案が追加された。

茨城県は、「茨城県民福祉基本計画」を策定し、昭和六十年の県南の人口を、昭和五十年比、百五十五パーセントに決定し、土浦市は茨城県の示す人口想定を追認する形で十六万人の案を選択した。

茨城県は、各自自治体の人口想定値を昭和五十三年の「県南広域水道整備計画」に反映させたことにより、過大な人口想定に基づく土浦市の過大な水量が決定された。

昭和五十六年二月、土浦市は、昭和六十二年以降の最大給水量を六万四千百立方メートルで茨城県企業局と契約し、今日に至っている。

このことが土浦市の高い水道料金の大きな要因であることは否めない。

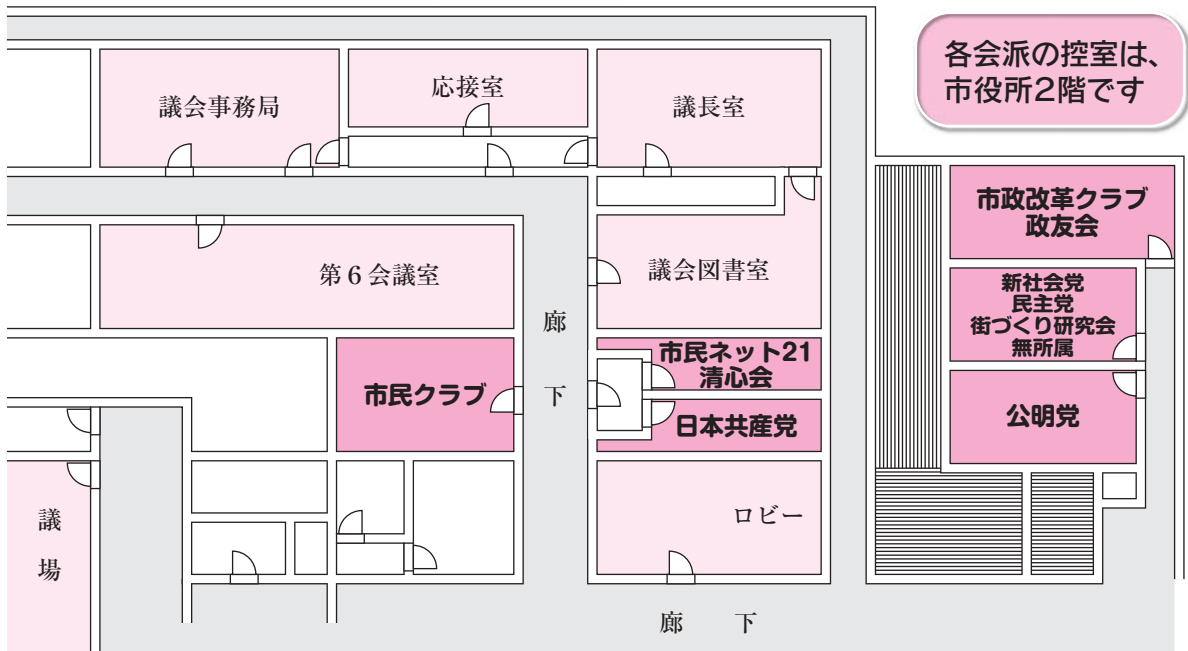
このような経過及び土浦市民のおかれた実態を踏まえて、過大な契約水量の改定を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年六月十九日

【提出先 茨城県知事】

会派控室配置図



各会派の控室は、市役所2階です

会派名	氏名
無所属	柳澤 明
街づくり研究会	◎篠塚 昌毅
民主党	◎藤川 富雄
新社会党	◎井坂 正典
清心会	◎寺内 充
市民ネット21	◎柏村 忠志
土浦市議団	◎久松 喜幸
日本共産党	◎古沢 喜幸
政友会	◎矢口 清
	◎川口 玉留
	◎川原場 明
	◎折本 道明
	◎本橋 道明
市政改革クラブ	◎安藤 真理子
	◎海老原 一郎
	◎盛 良雄
	◎吉田 博史
	◎竹内 裕
公明党	◎荒井 幸子
土浦市議団	◎吉田 千鶴子
	◎小林 幸子
	◎福田 一夫
	◎田中 洋介
市民クラブ	◎中田 正広
	◎内田 卓男
	◎矢口 迪夫
	◎松本 茂男
	◎沼田 義雄